

平成25年度国民健康保険税について

■保険税の計算方法

次の税率等をもとに計算します。24年度と変更はなく、①+②+③が税額です。納税通知書は7月中旬に送付します。

区分	①所得割	②均等割	③平等割	課税限度額
医療分	6.2%	21,000円	22,000円	510,000円
後期高齢者支援分	2.5%	7,000円	7,000円	140,000円
介護分	2.0%	8,000円	6,000円	120,000円

①所得割／加入者の24年中の所得から基礎控除(33万円)を引き、その額に税率を掛けた金額

②均等割／加入者1人当たりにかかる金額 ③平等割／1世帯当たりにかかる金額

課税限度額／1世帯当たりの限度額

医療分／その年に予想される国保全体の医療費から、自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。

後期高齢者支援分／後期高齢者医療制度の給付等に必要額のうち、公費5割、後期高齢者医療保険料1割を除いた約4割分を、74歳以下の各医療保険の被保険者が負担し、後期高齢者の医療を賄うためのものです。

介護分／国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方がいる世帯に賦課されます。65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることとなります。また、39歳までの方は介護分の負担はありません。

■保険税の支払い方法

保険税は、次の納期に口座振替や納付書でお支払いいただくか、年金からの天引きでお支払いいただきます。

●納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日

●年金からの天引き(特別徴収)

65歳以上の国民健康保険被保険者のみの世帯で、年金の額が年間18万円以上などの要件を満たす世帯主の方は、国民健康保険税が年金からの天引き(特別徴収)となります。対象となる方は7月中旬にお届けします「国民健康保険税納税通知書」2枚目「納付明細」の「特別徴収」欄に金額の記載がありますのでご確認ください。

なお、新たに特別徴収の要件を満たす方についても、口座振替の登録があり、国民健康保険税の滞納がない方は、引き続き口座振替での納付となります。また、すでに特別徴収となっている方でも口座振替納付に変更できる場合があります。希望される場合はお問い合わせください。

■災害、失業、病気などで納付に困ったとき

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険税の減免を受けることができます。

また、倒産などによる失業や雇止めなどによる離職等で雇用保険の失業給付を受ける場合には、申請により保険税の軽減を受けることができます。

■入院や高額な外来診療を受診するときに

「国民健康保険限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。認定により、1カ月の入院等の窓口支払いが自己負担限度額までの支払いで済むものです。引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

申請要件／国民健康保険税の滞納が無いこと

申請時期／7月22日(月)以降

申請場所／市民課(国民健康保険係)

必要な物／保険証、印鑑

■国民健康保険高齢受給者証の更新

「国民健康保険高齢受給者証」が、8月1日から更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、国民健康保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。受診される際に、国民健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示していただくものです。新しい受給者証は7月下旬に郵送します。

【問合せ】 市民課(国民健康保険係) ☎④8721 税に関することは、税務課(税制係) ☎④8712

平成25年度後期高齢者医療保険料について

■保険料の計算方法

25年度は24年度と同じ料率等で、保険料は次のとおり計算し、被保険者おひとりごとにお支払いいただきます(県内は原則同一)。保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
46,003円		(24年中の総所得金額等※ - 330,000円) × 9.14%		25年度保険料額(最高限度額55万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。

■保険料の支払い方法

保険料のお支払いは、以下の2通りです。

①年金からのお支払い(特別徴収)	お手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市民課にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)	7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

■災害、失業、病気などで納付に困ったとき

所得の低い方や被扶養者だった方の保険料が軽減されます。要件等がありますので、詳しくは7月中旬に送付する保険証に同封のパンフレットをご覧ください。

また、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となると、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。

■被保険者証の送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

医療機関窓口での一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成24年中(1～12月)の所得により算出された平成25年度の住民税課税所得と平成24年(1月から7月までは平成23年)中の収入をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

■入院や高額な外来診療を受診するときに

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。申請をされていない場合は、市民課に申請してください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078-326-2021、市民課☎④8721

高齢者や身体障がい者の移送サービスを行います

加西市は、加西市社会福祉協議会に委託して、一般の交通機関では外出が困難な高齢者や重度身体障がい者の方に、車いすまたは寝台に乗りながら乗降できる移送用車両による外出支援を行います。

利用方法／加西市社会福祉協議会に会員登録し、利用日の1週間前までに予約

利用料／2kmまで300円、以後1kmあたり100円を加算

利用できる範囲

①医療機関への通院・入退院、②官公庁への諸手続き、③市または福祉団体等が主催する行事・会議等への参加、④生活必需品の購入 ※④は高齢者または障がい者のみの世帯に限り、1カ月に1回利用できます。

申込先／加西市社会福祉協議会 ☎④6700

問合せ／高齢者：長寿介護課 ☎④8728

障がい者：地域福祉課 ☎④8725